

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年九月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

路 線 名	一般国道四百七号
供用開始の区間	日高市大字森戸新田字内久保一〇〇番 一地从先から鶴ヶ島市大字高倉字新右エ 門前一一五八番二地从先まで
供用開始の期日	令和三年九月十二日 午後二時
備 考	令和三年九月十日付け 埼玉県飯能県土整備事務 所長告示第十四号で告示 した道路予定区域の供用 開始である。 延長二二六〇・〇〇メ ートル